

共同参画推進条例が施行されました。

★ 男女共同参画を進めるための基本となる 6つの考え方（基本理念）は次のとおりです。

- 1. 男女の人権の尊重**
性別により差別的な扱いを受けることなく、男女がともに尊重され、それぞれの能力が発揮できるようにしましょう。
- 2. 社会制度・慣行についての配慮**
性別により役割分担を決めしてしまう考え方もとく社会の制度や慣行にしばられることなく、それぞれの個性を尊重し、さまざまな生き方が選べるようにしましょう。
※慣行とは
昔から行われてきて、それが決まりのようになっていっているやりのことです。
- 3. 政策や方針決定の場への男女共同参画**
男女が、社会の対等なパートナーとしてさまざまな方針決定の場へ参画できるようにしましょう。
- 4. 家庭生活と社会生活との両立**
男女が、家庭と職場、地域などの活動を両立できるよう、お互いに協力し責任を分かち合いましょ。
- 5. 男女の健康と権利**
男女が、お互いの性について理解を深め、生涯にわたり健康に生活できるよう尊重し合いましょ。
- 6. 国際協働**
国際的な動きを理解し、協議しながら男女共同参画の推進に取り組みましょ。



新潟市 男女共同参画推進条例



● 発行 ●

新潟市市民生活部男女共同参画課
〒951-8550 新潟市中央区南一宮1-4-01
TEL 025-228-1106 (直通) FAX 025-228-2218
URL: <http://www.city.niigata.lg.jp/curashi/danjo/>
Eメール: danno@city.niigata.lg.jp

みんなが
まんなかで
男女共同参画
のまち

平成17年4月1日より、新潟市男女

★ 男女共同参画ってなに？

男女が性別にとらわれず、対等なパートナーとして、自分の個性や才能を発揮しながら社会のいろいろな分野に参画すること、またそれによって利益や喜びを分かち合い、責任もいっしょに担うことをいいます。
これは男女平等を実現するためにも大切なことです。

※参画とは
グループに加わるだけの「参加」と違い、メンバーの一員として考えたり、決めたりすることに積極的に関与していくこと。

★ なぜ条例が必要なんでしょう？

これまでも新潟市では、安心して生き生き暮らせる男女平等な社会の実現に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

それでも「男性はこうあるべき」「女性はこうすべき」といった性別で役割を決めてしまう考え方や、それをもとにした男女間の不平等などたくさんのが残っています。
これからは、男女がいっしょにいろいろな分野に参画し、お互いが尊重され、自分らしく生きることができるよう、新潟市をつくらせていくためには、市民、事業者、市民団体のみなさんと市がいっしょになって「男女共同参画」を進めていくことが不可欠です。
これらの考え方や、みなさんと市が取り組まなければならないことをきちんと理解していただくために、この条例を制定しました。



★ 市民、事業者、市民団体のみなさんと市がひとつとなり、それぞれが責任を分担しながら取り組むことがたいせつです。

- **市は…**
市民、事業者、市民団体のみなさんと協力しながら、先願に立って推進に取り組みます。
- **市民のみなさんは…**
職場、地域、学校、家庭などあらゆる場面で主体的に推進するよう、お互いに努めましょう。
- **事業者のみなさんは…**
仕事と、子育て、地域などの活動が両立できる働く場になるよう努めましょう。
- **市民団体のみなさんは…**
自治会、町内会など地域の団体や、ボランティア団体、スポーツや趣味のサークルなどでも、お互いに男女共同参画の推進に努めましょう。

- ※市民とは、市内に住んでいる人や、市内の学校に通ったり、住居に通っている人などを指します。
- ※事業者とは、市内で事業を行っている個人や会社などを指します。
- ※市民団体とは、市内で自発的な活動を行っている非営利の団体を指します。

★ 権利を侵害する行為を禁止します！

- 性別により差別する取扱い
- セクシュアル・ハラスメント
- 配偶者等への暴力

は絶対してはいけません!!

- ※セクシュアル・ハラスメントとは、相手と関係がなくても職場からセ（言葉や行為）をすること。
- ※配偶者等とは、夫婦だけでなく事実上の婚姻関係にある者、またはこれを解消した者も含みます。

★ 市は、次のような取組を行っていきます。

- 市全体の取組を進める計画をつくります。
- 市が設置する審議会などの委員について、男女の数のバランスを図ります。
- 学校や公民館などあらゆる学びの場で、男女共同参画の意識を育むようにします。
- 市民、事業者、市民団体のみなさんに男女共同参画の考え方を理解していただくため広報活動を行います。
- 市民、事業者（自営業者を含む）、市民団体のみなさんが推進に取り組む活動を支援します。
- 必要な調査や研究を行います。
- 毎年度、市の取組状況をチェックし、その内容を公表します。
- 市が行う様々な分野の事業を検討・実施するとき、男女共同参画が推進されるようにします。



★ 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」（進めるための中心施設）

市民、事業者、市民団体のみなさんと市がいっしょになって推進に取り組む施設です。

- みなさんの自主的な活動、交流の場としてご利用ください。
- 次の事業を行います。
 - 生涯学習研修会の開催
 - 情報提供（資料、図書、図・票・各公民館などの事業のお知らせ）
 - 相談（ひとりでは悩まずにご相談ください。

働き方や子育て・家族との付き合い方などのほか、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの人権侵害、ことさらの悩みについて、相談者といっしょになって問題解決に努めます。



★ 市の事業についての苦情に対応します。（男女共同参画苦情処理制度）

市が行う事業について、男女共同参画に関する苦情があった場合、苦情処理委員の意見を聴きながら改善に努めます。

- ※苦情処理委員とは、市員について、男女共同参画の観点で公正・中立に判断する専門員です。
- ※苦情の申出は、男女共同参画課で受け付けます。



★ 男女共同参画審議会

市は、男女共同参画を進めるための計画やその他の大事な事項を検討するときには、専門家や市民の意見を取り入れるため、男女共同参画審議会を設置します。

- ※審議会メンバーは、申請経路者のほか公募による市民のみなさんにも関わります。



T950-0092
中央区東代町 9-1 万代市民会館 3F
TEL：025-246-7713
FAX：025-246-8080
URL：http://www.city.niigata.lg.jp/krush/danjo/elze/
Eメール：elze@city.niigata.lg.jp

